

第 178 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令 和 2 年 5 月 1 2 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第178回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和2年5月12日(火) 午後1時55分

2. 閉会年月日 令和2年5月12日(火) 午後2時25分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(11人)

会長	9番	中村文男		
会長職務代理	2番	川守田雄一		
委員	1番	工藤信仁	4番	佐々木一雄
	7番	山田憲幸	8番	三浦恵美子
	12番	蹴揚福男	13番	河守田雄一
	14番	石橋薫	15番	松村民夫
	16番	堀内重男		

5. 欠席委員(5人)

欠席者	3番	赤石敏文	5番	梅内勝治
	6番	坂本重悦	10番	坂本誠治
	11番	滝田信彦		

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の氏名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第7	議案第7号 別段面積の設定について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>15 番 松村 民夫 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 178 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日の欠席委員は 5 名です。</p> <p>出席委員は 16 名中 <u>11</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第 178 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>15 番 松村 民夫 委員</p> <p>16 番 堀内 重男 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p>

議 長	<p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第4号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 雄一 調査員</p>
河守田調査員	<p>13番 河守田から説明いたします。</p> <p>去る5月1日、高橋農地利用最適化推進委員と南部分庁舎3階第1会議室において、議案第4号及び議案第5号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第4号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が借りていた農地を取得し、引き続き営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番並びに番号3番の申請理由は、譲受人が新規に農地を取得し営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第4号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に、日程第5 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第5号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関する件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 雄一 調査員</p>
河守田調査員	<p>議案第5号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し転居するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第5号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、福地・小泉地区で、南部町役場本庁舎から東に約1kmの距離に位置し、申請地の東西側及び北側は宅地、南側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第5号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第6号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、14件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、期間は3年、10a当たりの賃借料は年額7,000円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は4年10ヶ月、10a当たりの賃借料は年額3,000円です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、期間は4年10ヶ月、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。</p> <p>番号4番の利用目的は樹園地、期間は4年10ヶ月、10a当たりの賃借料は年額1,304円です。</p> <p>番号5番の利用目的は樹園地、期間は4年10ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,900円です。</p> <p>番号6番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号7番から番号8番の利用目的は田、期間は4年10ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号9番の利用目的は田、期間は5年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,866円です。</p> <p>番号10番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,993円です。</p> <p>番号11番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,975円です。</p> <p>番号12番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,918円です。</p> <p>番号13番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,960円です。</p> <p>番号14番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第6号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6 議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に、日程第7 議案第7号「別段面積の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第7号について、ご説明いたします。</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなります。</p> <p>現在、南部町の別段の面積は、平成22年1月に設定した「町全体で20アール」ということで定めております。</p> <p>農業委員会では、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について検討することとなっていることから、別段の面積について、次のとおり提案いたします。</p> <p>現行の別段の面積20アールの変更は行わない。</p> <p>その理由は、新規就農者等の受け入れの促進により、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の解消及び発生防止に資するためです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第7号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号「別段の面積設定について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第178回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時25分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立 ・礼 ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月12日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員